

契約書に下記の条文を記載しています。

(返金規定)

第6条 丙が、明らかに本人の責による解雇又は自己都合により入社後3か月以内に退職した場合、乙は甲にその期間に応じ、第3条の定めにより支払われた紹介手数料を下記の比率で返金するものとする。返金期日は退職のあった月の翌月末日とする。

尚、上記以外の事由による退職の場合、返金を行わない。

- | | |
|---------------------|-----|
| a) 入社1か月以内の場合 | 80% |
| b) 入社1か月を超え2か月以内の場合 | 50% |
| c) 入社2か月を超え3か月以内の場合 | 25% |